第2章 民法 909 条の 2 にもとづく預貯金債権の行使

山 田 誠 一

1 はじめに

平成30年に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成30年法律第72号)により、民法909条の2が新設された。

この民法 909 条の 2 は、最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁(以下、「最大決平成 28 年 12 月 19 日」という)、および、最判平成 29 年 4 月 6 日金融法務事情 2071 号 88 頁(以下、「最判平成 29 年 4 月 6 日」という)により、預貯金債権については、遺産分割までの間、共同相続人全員の同意を得た上で行使しなければならないこととなった結果生ずる不都合に対応するために新設されたと考えられる。

そこで、本報告では、まず、最大決平成 28 年 12 月 19 日、および、最判平成 29 年 4 月 6 日によって、どのような規律が形成されたかを検討することにする (2)。 そのうえで、民法 909 条の 2 は、その規律をどのように変更をしたかを検討することとしたい (3)。最後に、改正後の民法 909 条の 2 の適用に際して関連する問題を取り上げて、検討する (4)。

2 最大決平成28年12月19日、および、最判平成29年4月6日の検討

(1)検討の仕方

最大決平成28年12月19日は、共同相続された普通預金債権(三井住友銀行、および、 三菱東京UFJ銀行)、通常貯金債権(ゆうちょ銀行)、および、定期貯金債権(ゆうちょ銀 行)は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対 象となると判断した。

これに対して、最判平成 29 年 4 月 6 日は、共同相続された定期預金債権、および、定期 積金債権(いずれも、oo信用金庫)は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割さ れることはなく、遺産分割の対象となると判断した。

そこで、以下では、共同相続された普通預金債権について、最大決平成 28 年 12 月 19 日 にもとづいて、共同相続された定期預金債権について、最判平成 29 年 4 月 6 日にもとづいて、どのような規律が形成されたかを検討することとしたい。

(2) 最大決平成 28 年 12 月 19 日

本件は、被相続人Aの遺産分割審判に係る許可抗告事件である。

事案の概要は、次の通りである。Aの法定相続人は、XとYのみであり、その法定相続 分は各2分の1であった。Aは、本件不動産(評価額258万円)、および、預貯金債権(外 貨普通預金、円建て預貯金の合計4000万円以上)を有していた。

第1審、原審とも、預貯金債権は預金者の死亡によって、法定相続分に応じて当然に分割され、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とすることはできないとした上で、Yに特別受益があり、その額は5500万円程度と認めるのが相当であるから、Yの具体的相続分はゼロであるとして、Xが本件不動産を取得すべきものとした。Xが許可抗告をした。

本決定は、原決定を破棄し、事件を原審裁判所に差し戻した。その理由は、普通預金につ

いて、次のようなものである(1)。「普通預金契約・・・は、一旦契約を締結して口座を開設 すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約 であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結 果発生した預・・・金債権は、口座の既存の預・・・金債権と合算され、1個の預・・・金 債権として扱われるものである。また、普通預金契約・・・は預・・・金残高が零になって も存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預・・・金債権が発生する。このように、 普通預金債権・・・は、・・・1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変 動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないとい うべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権・・・は共同相続人 全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記・・・債権は、口 座において管理されており、預・・・金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預・・・ 金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存 在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして、相続 開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預・・・金契 約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預・・・金 債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が 行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じ て分割した額を合算した預・・・金債権が成立すると解することは、預・・・金契約の当事 者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的な意思にも反するとすらいえよう」。

「共同相続された普通預金債権・・・は、・・・相続開始と同時に当然に相続分に応じて 分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

・・・以上説示するところに従い、最高裁平成・・・16年4月20日第三小法廷判決裁判 集民事214号13頁⁽²⁾その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである」。

⁽¹⁾ 本決定は、定期貯金について、「定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便 貯金法は、・・・原則として預入期間が経過した後でなければ貯金を払い戻すこと ができず、例外的に預入期間内に貯金を払い戻すことができる場合には一部払戻 しの取扱いをしないものと定めている (・・・)。同法が定期郵便貯金について上 記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は、・・・銀行等民間金融機関で取り扱 われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速 かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務 の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される。・・・ゆうちょ銀行は、・・・ 定期貯金を受け入れているところ、その基本的内容が定期郵便貯金と異なるもの であることはうかがわれないから、定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される」として、郵便貯金 法が、その前身である定期郵便貯金について定めていたところにも言及している。

⁽²⁾ 最判平成 16 年 4 月 20 日裁判集民事 214 号 13 頁・金融法務事情 1711 号 32 頁は、 共同相続財産に貯金が含まれる場合、その貯金は相続開始と同時に当然に、共同相 続人間で、相続分に応じて分割され、その結果、共同相続人の 1 人である X は、

(3) 最判平成 29年4月6日

事案の概要は、次の通りである。亡 C の共同相続人の 1 人である X が、亡 C が Y 信用金庫に対して有していた普通預金債権、定期預金債権、および、定期積金債権を相続分に応じて分割取得したと主張して、Y に対し、その法定相続分相当額等(1655 万 0334 円、および、これに対する平成 25 年 1 月 8 日から支払済みまでの年 5 分の割合による金員)の支払を求めた事件である。

第 1 審は、Y に、X に対して 1655 万円 0334 円、および、附帯請求について、その一部を支払うよう命じた(1655 万 0334 円の一部についての附帯金の起算点を、平成 25 年 1 月 8 日より後の日とした)。Y が控訴した。原審は、第 1 審判決を変更し、Y に、X に対して、1655 万円 0334 円、および、附帯請求について、その一部を支払うよう命じた(1655 万 0334 円の全部についての附帯金の起算点を、平成 25 年 1 月 8 日より後の日とした)。Y が上告した。

本判決は、原判決中 Y 敗訴の部分を破棄し、同部分について第 1 審判決を取り消し、その部分に関する X の請求を棄却した(破棄自判)。その理由は、定期預金について、次のようなものである(3)。「定期預金については、預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。そして、定期預金の利率が普通預金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである。他方、仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい(・・・最高裁平成28年12月19日大法廷決定参照)」。

「したがって、共同相続された定期預金債権・・・は、・・・相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」。

(4) どのような規律が形成されたと理解することができるか

最大決平成 28 年 12 月 19 日、および、最判平成 29 年 4 月 6 日によって、次のような規律が形成されたと理解することができる。

まず、普通預金も、定期預金も、共同相続された場合、相続開始と同時に当然に相続分に 応じて分割されることはない⁽⁴⁾。したがって、被相続人の預金債権について、遺産分割が行

その貯金の一部を取得し、そのため、他の共同続人である Y が、X がその一部を取得した貯金を解約して、払戻しを受けたとき、X は Y に対して、不当利得返還を求めることができるとの判断を示したものである。

⁽³⁾ 本判決は、普通預金について、「共同相続された普通預金債権は、相続開始と同時 に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」として、最 大決平成28年12月19日を引用している。

⁽⁴⁾ 共同相続された場合、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはな

い点で、普通預金と定期預金とは、共通するものの、そのように解される理由は同 じではない。それぞれの理由をごく簡単に要約するならば、次の通りである。普通 預金については、口座開設後、預金者は、預入れや払戻しを自由に行なうことがで き、そのたびに残高は変動するが、普通預金債権は、1個の債権として同一性を保 持していて、このことは、預金者が死亡しても異ならないことが、共同相続された 場合、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと解する理 由である。これに対して、定期預金については、契約上その分割払戻しは制限され ていて、仮に定期預金債権が相続により分割されると解するとしても、上記の制限 がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独で分割された定 期預金債権を行使する余地はなく、そのように解する意義は乏しいことが、共同相 続された場合、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと 解する理由である。この点について、『最高裁判所判例解説民事篇平成 28 年度』 544 頁 [齋藤毅] は、普通預金債権について、「普通預金債権等は、ある一時点で みれば確定額の債権であるといえるが、預貯金契約が解約されない限り、将来の預 入れや振込みによりその残高が増減し得るという本質を有する債権である。相続 により普通預金債権等が複数の債権者(共同相続人)に帰属するに至る場合もその 本質は維持されるところ、この場合に相続開始時の残高に基づいて債権が複数に 分割されるというのは上記本質になじまないし、預貯金契約の当事者の合理的意 思にも反するというべきである。したがって、この場合、普通預金債権等が当然に 分割されることはなく、将来の預入れや振込みによりその残高が増加し得る 1 個 の普通預金債権等の上に各共同相続人が準共有持分を有することになるから、普 通預金債権等は遺産分割の対象となると解するのが相当である」とし、株式会社ゆ うちょ銀行の定期貯金債権についてであるが、「契約上分割払戻しが制限されてお り、このことは単なる特約ではなく定期貯金契約の要素となって」いて、「共同相 続された定期貯金債権は相続開始と同時に当然に分割されることはなく、遺産分 割の対象となる」とする。 また、山下純司「判例解説」 法学教室 439 号 124 頁は、 最大決平成 28 年 12 月 19 日によると、「普通預金債権や通常貯金債権は、それら が1個の債権としての同一性を保持しながら、その残高が変動しうるものであり、 預金者死亡後もその性質は変わらないから、預貯金契約上の地位を準共有する共 同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限りは、各共同相続人に確定額の債権 が分割帰属しないとしている。また、定期貯金債権は、多数の預金者を対象に大量 の事務処理を行う必要から、契約により分割払戻しが制限されており、共同相続人 全員でしか払戻しを受けられないから、当然分割と解する意義に乏しいとする(こ の理由付けは定期預金債権にも当てはまるだろう)」とする。

なわれるまで、共同相続人全員が揃わなければ、払戻しをすることができない⁽⁵⁾というものである。

そして、共同相続人全員が揃えば、被相続人の普通預金について、遺産分割が行なわれるまで、払戻しをすることができる(6)。同じく、共同相続人全員が揃えば、被相続人の定期預金について、遺産分割が行なわれるまで、満期日における払戻しをすることができるとともに、期限前払戻しの申込みをすることができ(7)、そのうえで、金融機関の承諾があれば、被相続人の定期預金について、期限前払戻しをすることができる(8)というものである。

3 改正後の民法 909 条の 2

(1) 民法 909 条の 2、および、その趣旨

民法 909 条の 2 は、次のようなものである。

- (6) 共同相続人全員が揃えば、普通預金の全部の払戻しをすることができるとともに、 最大決平成28年12月19日によれば、「普通預金債権・・・は、・・・1個の債権 として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、こ の理は、預金者が死亡した場合においても異ならない」ため、共同相続人全員が揃 えば、普通預金の一部の払戻しをすることができると考えられる。
- (7) 普通預金についてであるが、「預・・・金契約上の地位を準共有する共同相続人が 全員で預・・・金契約を解約」することに触れる最大決平成28年12月19日が参 考になる。
- (8) 自動更新条項の定めのある定期預金について、自動更新をしない旨の意思表示をするために、共同相続人全員が揃わなければならないかどうかについては、検討を要する。共同相続人は、定期預金契約上の預金者の地位を準共有し、自動更新条項の定めのある定期預金について、自動更新をしない旨の意思表示をすることは、定期預金の全体について、価値を損なうものではないと考えられるため、民法 252 条ただし書を参考にして、共同相続人の 1 人が単独で、自動更新をしない旨の意思表示をすることができると解することができるように思われる。しかし、そのように解すると、定期預金の払戻しは、共同相続人全員が揃わないとできない以上、定期預金は、満期が到来したものの自動更新されないままとなることになり、法律関係を不安定にするおそれがあると考えられる。このように考えるならば、自動更新条項の定めのある定期預金について、自動更新をしない旨の意思表示をするために、共同相続人全員が揃わなければならないと解するべきであろう。

⁽⁵⁾ 潮見佳男『詳解相続法』165 頁は、「預貯金債権は、遺産分割がされていない段階では共同相続人の準共有となり(・・・)、共同相続人の1人は、金融機関に対して、自己の法定相続分による預貯金額の払戻しを請求することができない。共同相続された預貯金は、共同相続人は全員が共同して払戻しを求めざるをえず、単独でこれを行使する余地はない。預貯金の払戻しを受けることは準共有債権の処分行為にあたり、預貯金債権を準共有している者全員、したがって、共同相続人全員による共同行使が必要となるからである」とする。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

2で検討した通り、最大決平成 28 年 12 月 19 日、および、最判平成 29 年 4 月 6 日は、預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人全員の同意を得た上で行使しなければならないこととした。「これにより、・・・共同相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある、あるいは、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により、被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合であっても、共同相続人全員の同意を得ることができない場合には払い戻すことができないという不都合が生ずることとなった」(9)。そこで、民法 909 条の 2 が設けられ、「共同相続人の各種の資金需要に迅速に対応することを可能とするため、各共同相続人が、遺産分割前に、裁判所の判断を得ることなく、一定の範囲で遺産に含まれる預貯金債権を行使することができる」(10)こととされた。

以下で検討するように、民法「909条の2の規定による預貯金の払戻し制度については限度額が定められていることから、通常は、小口の資金需要については上記制度が、これを超える資金需要がある場合については家事事件手続法第200条第3項の仮分割の仮処分が用いられることになるもの」(11)と考えられている。

(2) 民法 909 条の 2 前段について

民法 909 条の 2 前段は、「各共同相続人は、原則として、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の 3 分の 1 に、当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分を乗じた額について・・・、単独でその権利を行使することができることとし」 (12)、そのうえで、単独で権利を行使することができる額については、預貯金債権の債務者ごとに限度があ

⁽⁹⁾ 堂薗幹一郎=野口宣大編著『一問一答新しい相続法(第2版)』68頁。堂薗幹一郎 =神吉康二編著『概説改正相続法』51頁も、「共同相続人において相続債務の弁済 をする必要がある、あるいは、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の 生活費を支出する必要があるなどの事情により、被相続人が有していた預貯金を 遺産分割前に払戻し必要がある場合に支障を来すこととなった」とする。

⁽¹⁰⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)69 頁。堂薗=神吉・前掲注(9)51 頁も参照。

⁽¹¹⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)69 頁。堂薗=神吉・前掲注(9)52 頁も参照。

⁽¹²⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)70頁。

るとし、その額を法務省令に委任していて、その額は150万円とされている(13)。すなわち、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権について、次の2つの限定のもとで、単独でその権利を行使することができる。限定の1つは、預貯金債権ごとであり、債権額に、3分の1を乗じ、さらに、法定相続分を乗じた額であり(限定1)、限定のもう1つは、債務者である金融機関ごとであり、150万円である(限定2)。以下、909条の2前段の規定の文言にそって、順に検討をすることとする。

「単独で権利行使をすることができる」のは、まず、共同相続人である。加えて、包括受遺者も、単独で権利行使をすることができると考えられる。「包括受遺者は、相続人と同の権利義務を有する」(民法 990 条)からである。

「遺産に属する預貯金債権」とは、被相続人が死亡時に有していた預貯金債権であり、遺産分割の対象となるものである。特定遺贈された預貯金債権、および、特定財産承継遺言(14)にもとづき承継された預貯金債権は、「遺産に属する預貯金債権」に含まれない。いずれも、被相続人が死亡時に有していたものであるが、遺産分割の対象とはならないからである(15)。預貯金債権とは、預金債権、および、貯金債権であり、預金債権には、定期預金債権、普通

^{(13) 「}民法 909 条の 2 に規定する法務省令で定める額を定める省令」(平成 30 年法務省令 29 号)。

^{(14) 「}遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の 1 人又 は数人に承継させる旨の遺言」を、特定財産承継遺言という(民法 1014 条 2 項参照)。なお、遺産の分割の方法の指定については、民法 908 条が、「被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め・・・ることができる」と定めている。また、特定 財産承継遺言については、最判平成 3 年 4 月 19 日民集 45 巻 4 号 477 頁が、「このような遺言 [特定財産承継遺言] にあっては、・・・当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時(遺言の効力の生じた時)に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである」とする。潮見・前掲注(5)200 頁も参照。

⁽¹⁵⁾ 預貯金債権が1人に特定遺贈が行なわれた場合、または、1人の相続人に対する特定財産承継遺言にもとづき承継が行なわれた場合、その特定受遺者、または、その承継した相続人は、預貯金債権の全額について、単独で権利行使をすることができる。その者に単独で帰属するからである。それに対して、1個の預貯金債権について複数の者に特定遺贈が行なわれた場合、または、1個の預貯金債権について複数の相続人に対する特定財産承継遺言にもとづき承継が行なわれた場合については、次のように考えられる。その預貯金債権はその者らに共同で帰属するが、相続を原因として、共同で帰属することになったものではない。したがって、民法 909条の2前段の適用はない。どのような法律関係となるかは、なお検討を要する(普通預金については、1個の債権としての同一性を保持していることとの関係を、定期預金については、その分割払戻しが制限されることとの関係を、どのように考えるかがポイントになる)。

預金債権、当座預金債権が含まれ、貯金債権には、定期貯金債権、通常貯金債権が含まれる。 また、信用金庫には、定期積金という名称の商品があるが、定期積金の法的な性質は預金で あると考えられ、したがって、定期積金債権(16)も、預貯金債権にあたると考えられる。

「相続開始の時の債権額の3分の1」と定められている。まず、1 つの金融機関に1つの 預貯金債権がある場合、その債権額の3分の1である。これに対して、1つの金融機関に2 つの預貯金債権がある場合、各預貯金債権について、それぞれの債権額の3分の1である ⁽¹⁷⁾。また、どの時点の債権額かが問題となることがあるが、民法 909 条の 2 前段は、相続 開始時であると定めている。 普通預金については、相続開始後に、金融機関が預金者の死亡 を知らずに、振込みによる入金や自動引落による出金により残高が変動することがある。普 通預金の相続開始時の残高が 180 万円である場合において、その後入出金が繰り返され、 残高が 210 万円となったときも、残高が 120 万円になったときも、「相続開始の時の債権額 の3分の1」は、180万円の3分の1の60万円である。定期預金については、満期日、ま たは、定期預金契約で定められた日に、利息が発生する。元本が300万円であり、1年満 期、利息は満期日に発生し、利率が年 3%である場合、相続開始後に満期が到来すると、そ の時点では、定期預金の債権額は、元本利息を合計して、309万円となる。しかし、相続開 始時の債権額は 300 万円と考えられ、「相続開始の時の債権額の 3 分の 1」は、300 万円の 3分の1の100万円となる。3分の1とする趣旨は、「遺産分割の仕組みは、被相続人の権 利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることか ら、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが 望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての 不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を 遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。ところで、具 体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、 本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。・・・。・・・預貯金は、 預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほ ど意識させない財産であると受け止められている」(18)ことから、各預貯金債権の 3 分の 2 は、調整に資する財産として、全員が揃わなければ払戻しをすることができないという規律 (19)を維持し、各預貯金債権の残りの3分の1に限り、全員が揃わなければ払戻しができな いとすることにより生ずる実際の不都合への対応として、各共同相続人が単独で、払戻しを

⁽¹⁶⁾ 最判平成 29 年 4 月 6 日の事件において、被相続人は、定期積金債権の債権者であった。

^{(17) 1}つの金融機関に、預金甲 270 万円、および、預金乙 150 万円がある場合、預金 甲について、その債権額の 3 分の 1 である 90 万円、および、預金乙について、そ の債権額の 3 分の 1 である 50 万円が、これにあたる。預金甲と預金乙のいずれか について、預金甲の債権額と預金乙の債権額の合計の 3 分の 1 である 140 万円と なるものではない。

⁽¹⁸⁾ 最大決平成 28 年 12 月 19 日 (引用した箇所は、民集 70 巻 8 号 2123-2124 頁)。

⁽¹⁹⁾ 上記2で検討した通り。

することができるものとしたと理解することができる(20)。

「第900条および第901条の規定により算定した・・・相続分」とは、民法900条は法定相続分を定め、同901条は代襲相続人の相続分を定めているため、代襲相続人の相続分を含めた法定相続分をいう。これには、遺言により指定された相続分(民法902条)は含まれず、特別受益者の相続分(同903条)、および、寄与分(同904条の2)はここでの相続分の算定には用いられない。民法909条の2前段の規定の趣旨は、相続分の算定を簡易なものとし、迅速に法律関係を安定させるものと理解することができる。

「単独で権利を行使することができる」ものには、預金の払戻しがあたる。預金の払戻しは、預金者が行使する権利として、典型的なものであり、かつ、最重要のものである(21)。預金の払戻しのほかに、定期預金の期限前払戻しを単独ですることができるかが問題になると思われる。定期預金の期限前払戻しは、預金者の申込みと金融機関の承諾により定期預金契約の履行期の定めについて契約内容が変更されたうえで、権利の行使として預金の払戻しが行なわれるものと考えられる。預金契約上の預金者の地位は、共同相続の場合、共同相続人全員に帰属する(22)。そのため、預金が共同相続された場合、契約内容の変更は、共同相続人全員が揃ってするものと考えられる。しかし、一般の社会経済活動において、定期預金の期限前払戻しは、例外的なものではないと思われる。したがって、普通預金の払戻し、および、定期預金の満期日における払戻しと、法律構成はやや異なるところがあるものの、それらと同様に、定期預金の期限前払戻しも、民法 909 条の 2 前段にもとづいて、各共同相続人は、単独ですることができると解するべきである(23)。すなわち、各共同相続人は、「相続開始の時の債権額の 3 分の 1」に、「第 900 条および第 901 条の規定により算定した・・・

⁽²⁰⁾ 堂薗=神吉・前掲注(9)53 頁は、この点について、「909 条の 2 では、その範囲 [単独で権利行使をすることができる範囲]を、各預貯金債権の額の 3 分の 1 に払戻しを求める共同相続人の法定相続分を乗じた額に限定している。換言すると、預貯金債権の 3 分の 2 は遺産分割の対象財産として確保することにより、預貯金債権も含めた公平な遺産分割を実現しようとした本決定 [最大決平成 28 年 12 月 19日]の趣旨を没却しないよう配慮している」とする。

^{(21) 909}条の2にもとづく預金の払戻しの回数については、「909条の2では、払戻しの請求の回数については、特段の制限を設けていない。したがって、上限額に満つるまでは、回数の制限なく払戻しの請求をすることは可能である」(堂薗=神吉・前掲注(9)56頁)。

⁽²²⁾ 最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 巻 1 号 228 頁(具体的には、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の 1 人は、・・・共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる」と述べている箇所が、参考になる)を参照。

⁽²³⁾ 自動更新条項の定めのある定期預金についてする自動更新をしない旨の意思表示も、定期預金の期限前払戻しと同様に、民法 909 条の 2 前段にもとづいて、各共同相続人は、単独ですることができると解することができるように思われる。

相続分」を乗じた額について、単独で、預金の払戻しをすることができることになる(24)。これが、上記の限定1である。

「預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする」とは、預貯金の預入れ先である金融機関ごとに、限度があるということであり、その額は、上述の通り、150万円である⁽²⁵⁾。この規律の趣旨については、「上限額を設け、他の共同相続人の利益を害さないようにするという要請と、簡易かつ迅速に一部の預貯金の払戻しを受けられるようにするという要請の両者を満たすものとして」、「金融機関ごとに定めるという考え方(同一の金融機関に複数の口座があっても上限額は変わらないが、複数の金融機関に口座がある場合はその分上限額が増えることになる)」「を採用したものである」と説明されている⁽²⁶⁾。これが、上記の限定 2 である⁽²⁷⁾。

民法 909 条の 2 前段が適用される具体例は、次の通りである(28)。「A 銀行の普通預金に 600 万円、A 銀行の定期預金に 1200 万円、B 銀行の普通預金に 720 万円あった場合には、法定相続分が 2 分の 1 の相続人が第 909 条の 2 の規定によって払戻しを得られる金額は、A 銀行から 150 万円、B 銀行から 120 万円ということになる」。A 銀行からの 150 万円は、600 万円と 1200 万円の和である 1800 万円に 3 分の 1 と 2 分の 1 を乗じた額 300 万円のうち法務省令が定める 150 万円を限度としたものであり、B 銀行からの 120 万円は、720 万円に 3 分の 1 と 2 分の 1 を乗じた額 120 万円である(法務省令が定める 150 万円の範囲内である)。この場合、「A 銀行からの払戻しについては、普通預金口座から最大 100 万円の払戻しを、定期預金口座から最大 150 万円の払戻しを得ることができる・・・が、法務省令で定められた上限額である 150 万円の払戻しを得ることができる・・・が、法務省令で定められた上限額である 150 万円の払戻しを得ることができる・・・が、法務省令で定められた上限額である 150 万円の払戻しを得るから 0 万円、定期預金から 70 万円の払戻しを求めてもよいし、普通預金から 100 万円、定期預金から 50 万円の払戻しを求めてもよいが、普通預金から 150 万円の払戻しを求めることはできない」(29)。

⁽²⁴⁾ 具体例は次の通りである(堂薗=野口・前掲注(9)70 頁)。「遺産のうち、A銀行の 普通預金に 300 万円、A銀行の定期預金に 240 万円あった場合には、法定相続分 が 2分の 1 である相続人が単独で権利行使をすることができるのは、普通預金の うちの 50 万円、定期預金のうちの 40 万円・・・となり、その範囲内で払戻しを 受けることはできる」。しかし、このとき、「普通預金だけから 90 万円の払戻しを 受けることはできない」。

^{(25) 「「}民法 909 条の 2 の 2 に規定する法務省令で定める額を定める省令案」に関する 概要説明」(1 頁) は、標準的な生計費の額については、世帯人員が 1 名の標準生計費は 1 か月当たり 12 万円弱となっていて、平均的な葬式費用の額については、 150 万円前後とされているとする

⁽²⁶⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)72-73頁。

⁽²⁷⁾ なお、限定2の範囲内で、各共同相続人は、同一の金融機関に対して、複数回、預金の払戻しを求めることができると解するべきである。

⁽²⁸⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)70頁。

⁽²⁹⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)70-71 頁。

(3) 民法 909 条の 2 後段について

民法 909 条の 2 後段は、「同条前段の規定に基づき権利行使がされた預貯金債権については、その権利行使をした共同相続人が遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなすこととしている」(30)。この規定により、「仮に共同相続人の一部の者が同条前段の規定に基づき払い戻した預貯金の額がその者の具体的相続分を超過する場合でも、当該共同相続人はその超過部分を清算すべき義務を負うことになる」(31)。そのねらいは、「このような清算義務を課すことにより、預貯金債権全体を遺産分割の対象とすることができ、共同相続人間の公平を確保することができることになる」(32)ところにある。

共同相続人の一部の者が、民法 909 条の 2 前段の規定にもとづき払い戻した預貯金の額がその者の具体的相続分を超過し、当該共同相続人がその超過部分を清算すべき場合の具体例は、次の通りである(33)。相続人は A、B の 2 名(法定相続分は各 2 分の 1)であって、遺産は 1000 万円(預金)のみであり、A に対する特別受益(生前贈与)は 1000 万円である場合において、A が、民法 909 条の 2 前段にもとづいて、上記預金から 50 万円の払戻しを受けたものとする。遺産分割の対象財産は、950 万円(残余財産)+50 万円(一部分割により取得したとみなされる財産)=1000 万円であり、A の具体的相続分は、(1000 万円+1000 万円)×1/2-1000 万円=0 であり、B の具体的相続分は、(1000 万円+1000 万円)×1/2=1000 万円である。しかし、実際には遺産分割時の相続財産は 950 万円しかないので、B は、預金債権 950 万円と A に対する代償請求権 50 万円を取得することになる(34)。

4 関連する問題の検討

(1) 相続開始後、民法 909 条の 2 前段にもとづかずに払戻しが行なわれた場合

相続開始後に、金融機関が、預金者が死亡したことを知らずに、民法 909 条の 2 前段にもとづかずに、預金の全部または一部の払戻しをすることがある。その払戻しは、478 条によるなどして、弁済の効力を有することがあると考えられる。そこで、以下では、払戻しには弁済の効力があるとして、検討を行なう。

被相続人が預金者であった普通預金(甲預金)の相続開始の時の債権額が1200万円であり、相続人がA、Bの2名(法定相続分は各2分の1)であった場合、Aは、金融機関に対

⁽³⁰⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)75 頁。

⁽³¹⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)75 頁。

⁽³²⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)75 頁。

⁽³³⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)75-76 頁参照。

⁽³⁴⁾ この場合、遺産分割審判においては、次のような主文になると説明されている(堂薗=野口・前掲注(9)76頁)。「Bに、預金債権(950万円)を取得させる。Aは、(代償金として)Bに対して50万円を支払え」。このような遺産分割は、債務を負担させる方法による遺産の分割(家事事件手続法195条)にあたる。なお、「「債務を負担させる方法による遺産の分割」(代償分割)とは、共同相続人の1人または数人に他の共同相続人に対する債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるというものである」(潮見・前掲注(5)280頁)。

して、909条の2前段にもとづいて、甲預金の払戻しとして、150万円の支払いを求めることができる(35)。それに対して、金融機関が、相続開始後、被相続人の死亡を知らずに、したがって、民法909条の2前段によらずに、甲預金から30万円を払い戻したとする。このときの法律関係が問題となる。

30万円の払戻しが、Aに対して行なわれた場合(①)、Bに対して行なわれた場合(②)、および、AとBのいずれかに払い戻したことは明らかではあるが、そのいずれに払い戻したかが明らかではない場合(36)(③)が考えられる。それぞれの場合について、次のように考えることができる。

まず、30万円の払戻しが、Aに対して行なわれた場合(①)、その後、Aは、民法 909条の2前段にもとづいて、甲預金の払戻しとして、120万円の支払いを求めることができるにとどまると解するべきである。なぜならば、相続開始によって、Aは、909条の2前段にもとづいて、甲預金の払戻しとして、150万円の支払いを求めることができる権利を有することになり、その後、甲預金から 30万円の払戻しが Aに行なわれたため、30万円分の権利が消滅したと考えられるからである。この場合、30万円の払戻しの際に、金融機関が、その払戻しが、民法 909条の2前段にもとづいて行なわれるものであることを認識している必要はない。

次に、30 万円の払戻しが、B に対して行なわれた場合(②)、その後、A は、民法 909 条の 2 前段にもとづいて、甲預金の払戻しとして、150 万円の支払いを求めることができると解することができる。なぜならば、相続開始によって、A は、909 条の 2 前段にもとづいて、甲預金の払戻しとして、150 万円の支払いを求めることができる権利を有することになり、その後、甲預金から 30 万円の払戻しが B に行なわれたことは、A の権利に影響を及ぼさないからである。

⁽³⁵⁾ 相続開始の時の甲預金の債権の額である 1200 万円に、3 分の 1 を乗じ、2 分の 1 (A の法定相続分)を乗じた額 200 万円は、150 万円より大きいため、150 万円となる。

⁽³⁶⁾ このことに関連して、堂薗=神吉・前掲注(9)55-56 頁は、「909 条の 2 の規定による払戻し請求を受けた金融機関において、相続開始後に ATM 等による出金を確認できた場合であっても、相続人の資金需要に対して簡易迅速な払戻しを行うという同条の趣旨からすると、当該出金が誰によるものなのか、調査をした上で同条の払戻しを行うという義務まではないものと考えられる」とする。

を求めることができると解することができると思われる。B に払戻しが行なわれたことが明らかではないため、Bの権利に影響を及ぼさないからと考えるべきだろう。

(2) 民法 909 条の 2 前段にもとづいて預金の払戻しを求める場合に必要な資料

民法909条の2前段にもとづいて預金の払戻しを求める場合⁽³⁷⁾、預金者が死亡したこと、 払戻しを求める者がその相続人であること、および、払戻しを求める者の法定相続分を証す る資料が、必要になるものと考えられる⁽³⁸⁾。

なお、一般に、届出印と預金通帳によって払戻しをする預金について、相続人は、民法 909 条の 2 前段にもとづいて、払戻しを求める場合、届出印と預金通帳が必要かという問題が あるように思われる。民法 909 条の 2 前段の規定は、各共同相続人が、単独で、権利を行 使することができることを定めているものである。共同相続人の 1 人が、届出印と預金通 帳を提示することが困難であり、そのため、届出印と預金通帳を提示せずに、払戻しを求め ることがあることは、容易に想定することができる。金融機関と払戻しを求める者との間に おいて、預金の存在に争いがなければ、届出印と預金通帳の提示は必要がないと考えられ、 金融機関と払戻しを求める者との間に、預金の存在に争いがある場合も、届出印と預金通帳 以外のもので、預金の存在を証する資料の提示があれば足りると考えられる。

(3) 投資信託受益権について

委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 1 項)に係る信託契約にもとづく受益権(以下、「委託者指図型投資信託受益権」という)は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない⁽³⁹⁾。民法 909 条の 2 前段にもとづいて、各共同相続人は、委託者指図型投資信託受益権について、権利を行使することができるかが問題となる。委託者指図型投資信託には、普通預金と商品性が類似するもの(MRF)があり、また、銀行で販売されているものもある。しかし、預金と委託者指図型投資信託は、法律構成が大きく異なり、また、社会における一般的な認識も、両者は異なるものとしているのではないかと考えられる。したがって、民法 909 条の 2 前段の適用はないと考えるべきであろう⁽⁴⁰⁾。

⁽³⁷⁾ 堂薗=野口・前掲(9)74 頁は、「第 909 条の 2 の規定の適用を受けるに際し、金融機関にどのような資料を提示する必要があるかについては、法律上規定を設けていない」とする。堂薗=神吉・前掲注(9)57 頁も参照。

⁽³⁸⁾ 堂薗=野口・前掲注(9)74 頁は、「①被相続人が死亡した事実、②相続人の範囲及び ③払戻しを求める者の法定相続分が分かる資料の提示が必要になるものと考えられ、具体的には、これらの事実を証する戸籍(全部事項証明書等)や法定相続情報 一覧図(法務局における認証を受けたもの)がこれに該当することになるものと考えられる」とする。堂薗=神吉・前掲注(9)57 頁も参照。

⁽³⁹⁾ 最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 巻 2 号 173 頁。

⁽⁴⁰⁾ 沖野眞巳=堂薗幹一郎=(聞き手)道垣内弘人「(対談)相続法の改正をめぐって」 ジュリスト 1526 号 22 頁 [堂薗] は、信託の受益権などの金融資産はどうかとい う問題について、「この制度は、上限額をきちんと定めて、その範囲内で金融機関

5 最後に

各共同相続人が民法 909 条の 2 前段にもとづいて行使することが権利に対して、共同相続人の 1 人の債権者が、差押えをして取立てをすることができるか、または、債権者代位権(民法 423 条)を行使することができるかという問題がある⁽⁴¹⁾。それとともに、金融機関が共同相続人の 1 人に対して金銭債権を有する場合、金融機関または当該共同相続人が、上記金銭債権と当該共同相続人が民法 909 条の 2 前段にもとづいて行使することができる権利との間で、相殺をすることができるかという問題がある。

遺産分割前の預貯金債権が、共同に帰属するというのは、どのような法律関係か、その法律関係のもとにおいて、共同相続人の 1 人の債権者が、差押えをして取立てをすることができるか、または、債権者代位権を行使することができるかという問題(42)、および、金融機関が共同相続人の 1 人に対して金銭債権を有する場合、金融機関または当該共同相続人が、上記金銭債権と遺産分割前の預貯金債権との間で、相殺をすることができるかという問題(43)とともに、検討が行なわれるべきである。

が支払うという前提で制度設計がされており、支払可能額に関する基準が明確である必要性が極めて高いところですので、909条の2は預貯金債権だけを対象にしており、それ以外の権利は含まないという理解です」とする。

- (41) この問題のうち、各共同相続人が民法 909 条の 2 前段にもとづいて行使することができる権利に対して、共同相続人の 1 人の債権者が、差押えをして取立てをすることができるかについて、堂薗=神吉・前掲注(9)60 頁は、「同条 [民法 909 条の 2] の規定による払戻し請求権それ自体を独自に [相続開始により準共有となったものと解される預貯金債権の準共有持分との関係で独自に] 観念することはできず、これを・・・差し押さえることはできないものと考えられる」とする。
- (42) この問題のうち、相続人の債権者がする預貯金債権の差押え・取立てについて、齋藤・前掲注(4)549 頁は、「相続人の債権者は、被相続人名義の預貯金債権に対する当該相続人の準共有持分を差し押さえることはできるが、他の相続人全員と共同しない限り取立てをすることはできないものと解される。相続人の債権者は、例えば、譲渡命令を得て準共有持分を取得した上(執行裁判所は、差押債権額に対する相続分相当額で当該相続人の債務の支払に代えて譲渡することを命ずる。)、その他の共同相続人に対して共有物分割訴訟を提起し、賠償金(その他の共同相続人の相続分相当額)を支払って預貯金債権全体を取得するか、その他の共同相続人に預貯金債権を取得させて賠償金(債務者の相続分相当額)の支払いを受けて、債権を回収することになるものと考えられる」とする。
- (43) この問題にうち、金融機関の側からする相殺について、齋藤・前掲注(4)550—551 頁は、「相殺は債務者の一方的な意思表示により債権を消滅させる行為であり、債権者の行為が介在する余地がないから、金融機関による相殺が民法 264 条本文、251 条により無効であるということはできない」としたうえで、「各共同相続人は、預貯金債権のうち各自の持分割合すなわち相続分に相当する額の価値を把握しているということができる。そうすると、金融機関に対して債務を負担する共同相続人と金融機関とは互いに「同種の目的を有する債務」を負担する(民法 505 条 1

項)といえるのではないか。そして、相殺は、相殺適状時における、金融機関の債権と預貯金債権のうち当該共同相続人の相続分相当額との対当額において、当該共同相続人のみならず共同相続人全員との関係で効力を生ずる、すなわち債権(共同相続人全員がその上に各自の持分を有している。)の消滅という効果をもたらすものと解される」とする。